

控

控 訴 状



平成 29 年 6 月 22 日

大阪高等裁判所 御中

控訴人（前訴：本訴被告、反訴原告）

吉 井 康 雄



〒 6 3 4 - 0 8 0 5

奈良県橿原市地黄町 1 7 2 - 2

控訴人（前訴：本訴被告、反訴原告）

吉 井 康 雄

〒 5 3 3 - 0 0 1 5

大阪市東淀川区大隅二丁目 2 番 8 号

被控訴人（前訴：本訴原告、反訴被告）

学校法人 大阪経済大学

代表者理事長

佐 藤 武 司

損害賠償等請求本訴、同反訴事件

訴訟物の価額 3 0 万円

貼用印紙額 4 5 0 0 円

上記当事者間の大阪地方裁判所平成 27 年（ワ）第 9715 号、同 28 年（ワ）第 9253 号損害賠償等請求本訴、同反訴事件について、平成 29 年 6 月 13 日判決の言渡があり、控訴人は同日判決正本の送達を受けたが、同判決の一部に不服があ

るから、控訴人は控訴を提起する。

原 判 決 の 表 示

主 文

- 1 被告は、原告に対し、30万円及びこれに対する平成26年4月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の損害賠償請求並びに削除請求(主位的請求及び予備的請求)をいずれも棄却する。
- 3 被告の反訴請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、本訴反訴を通じ、これを20分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決中、本訴につき、控訴人の敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人大学の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人大学の負担とする。

控 訴 の 理 由

被控訴人大学の本訴請求に係る原判決では、控訴人が平成25年6月、被控訴人大学、井形浩治学部長・理事、池島真策副学部長兼カリキュラム委員長を被告として、特任教授としての地位確認、損害賠償等を求めた訴訟(大阪地方裁判所平成25年(ワ)第5815号)、および、控訴人が控訴し、被控訴人大学と井形が附帯控訴した訴訟(大阪高等裁判所平成26年(ネ)第2955号)、これに加えて、本訴で双方が提出した膨大な証拠書類等を精査して、被控訴人の本訴請求と控訴人の不法行為の妥当性を、次の争点に切り分けて判決に導か

れたことに感謝している。

名誉棄損を理由とする不法行為に係る争点

争点 1 : 公共性及び公益目的の有無について

争点 2 : 真実性又は真実相当性の有無について

争点 3 : 意見又は論評としての域を逸脱するか否かについて

争点 4 : 業務妨害を理由とする不法行為の成否について

争点 5 : 教授会の議事内容の公開を理由とする不法行為の成否について

争点 6 : 被控訴人大学の損害額および削除請求の可否について

争点 7 : 被控訴人大学の本訴提起による不法行為の成否について

切り分けられた争点のうち、争点 5 に抛る争点 6 (30 万円の損害賠償) の次の判示は、控訴人の社会倫理と法解釈とは異なるため、この部分の判決並びに仮執行の取り消しを求めて控訴するものである。

- ・控訴人は、被控訴人大学に対し、本件教授会の議事内容の公開（議事の秘密の侵害）によって被控訴人大学が被った損害を賠償すべき責任を負うところ、控訴人の上記不法行為によって、被控訴人大学は、その運営する本件大学の教授会における自由な発言による議論が阻害され、教授会による適正な意思決定が脅かされるという無形の損害を被ったものと認められる。そして、ホームページ上に複数回にわたり本件教授会の内容を音声データの形式等で公開するという控訴人の不法行為の態様、公開された議事の内容、その他本件に顕れた一切の事情を総合考慮すれば、被控訴人大学に生じた上記損害を填補するための額としては、30 万円が相当である。
- ・被控訴人大学の本訴請求は、控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償として 30 万円及びこれに対する不法行為の後の日である平成 26 年 4 月 22 日から 支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

なお、詳細は、追って準備書面を提出する。